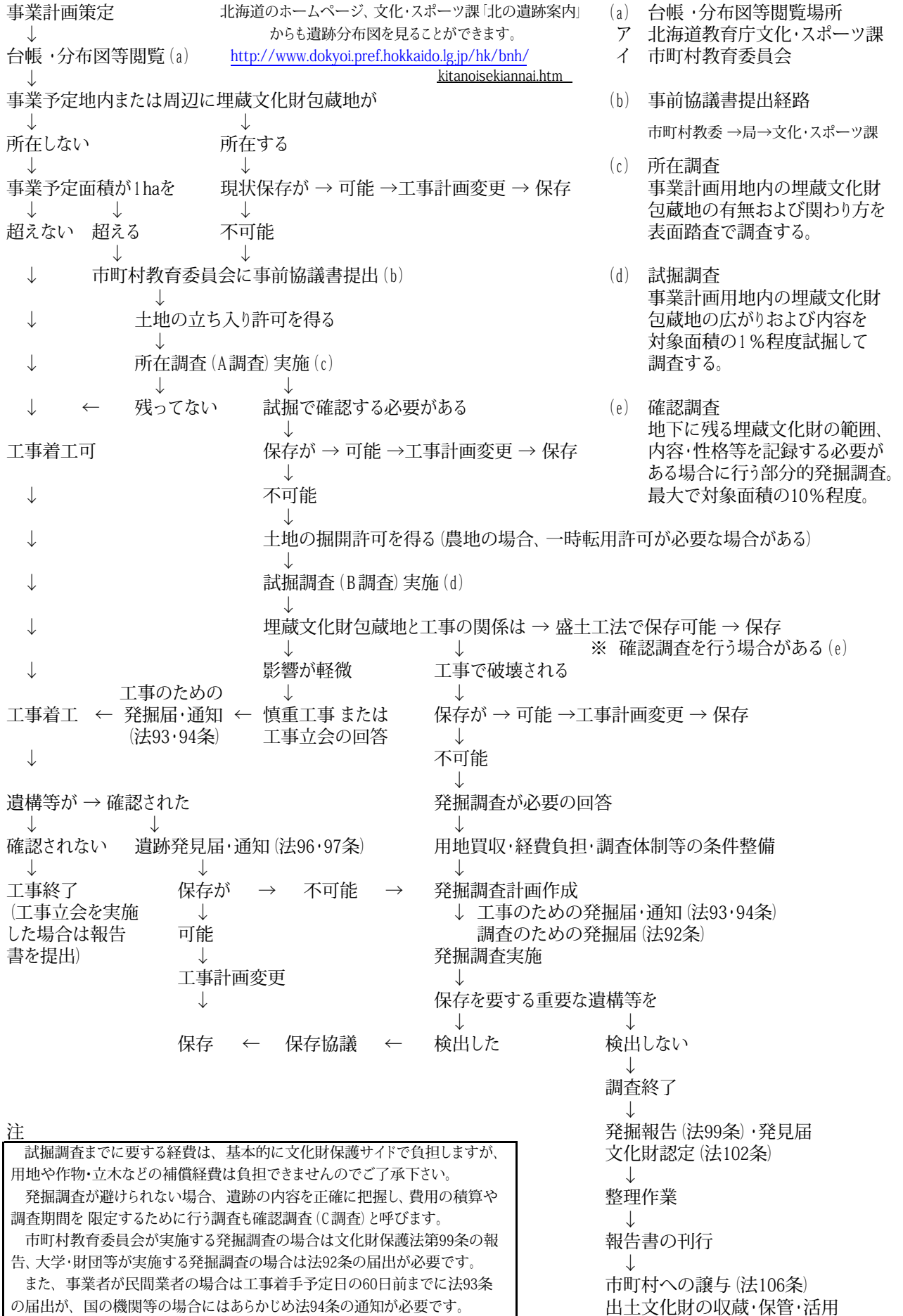


# 土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ



**注**

試掘調査までに要する経費は、基本的に文化財保護サイドで負担しますが、用地や作物・立木などの補償経費は負担できませんのでご了承下さい。

発掘調査が避けられない場合、遺跡の内容を正確に把握し、費用の積算や調査期間を限定するために行う調査も確認調査 (C調査) と呼びます。

市町村教育委員会が実施する発掘調査の場合は文化財保護法第99条の報告、大学・財団等が実施する発掘調査の場合は法92条の届出が必要です。

また、事業者が民間業者の場合は工事着手予定日の60日前までに法93条の届出が、国の機関等の場合にはあらかじめ法94条の通知が必要です。